

「総合型地域スポーツクラブ基盤強化事業」  
に係る企画運營業務

企画コンペ実施要領

令和 3 年 6 月  
岩手県盛岡広域振興局

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県盛岡広域振興局（以下「県」という。）が実施する「総合型地域スポーツクラブ基盤強化事業」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

## 1 本業務の概要

- (1) 業務件名及び数量  
総合型地域スポーツクラブ基盤強化事業 一式
- (2) 委託期間  
委託契約締結の日から令和4年3月22日（火）まで
- (3) 業務の仕様等  
資料2「業務仕様書」のとおり
- (4) 予算額（上限額）  
689千円（税込）

## 2 参加者の資格要件等

参加者は、次に掲げる企画コンペ参加資格の要件（以下「参加資格」という。）全てを満たし、かつ県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合は代表者を定め、たうえで企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、3(4)に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格〕

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。  
※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察に照会する場合があること。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

### 3 企画コンペ手続等に関する事項

#### (1) 担当部

岩手県盛岡広域振興局経営企画部（文化スポーツ）

住所：〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号

電話：019-629-6510 FAX：019-629-6529

電子メールアドレス：ba0001@pref.iwate.jp

#### (2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) → 右端上「県政情報」 > 「入札・コンペ・公募情報」 > 「コンペ」 > 「コンペ参加者募集情報」

交付資料

- ・ 資料1 企画コンペ実施要領（本書）
- ・ 資料2 業務仕様書
- ・ 資料3 企画提案審査要領

#### (3) 実施要領等に関する質問の受付及び回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付け回答する。

##### ア 受付期間

令和3年6月30日（水）午後4時まで

##### イ 受付場所

3(1)に同じ。

##### ウ 提出方法

【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入のうえ、電子メール又はFAXにより提出すること。

##### エ 回答方法及び期日

全ての質問事項及び回答事項を取りまとめて、令和3年7月2日（金）までに県公式ホームページに掲載する。

#### (4) 参加資格の確認

コンペ参加者は、参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

##### ア 提出書類

- ・ 【様式1-2】参加資格確認申請書
- ・ 【様式1-3】会社概要及び過去5年間の主な同種事業受託実績（パンフレット等でも可）

イ 提出期限

令和3年6月30日（水）午後4時まで

ウ 提出先

3(1)に同じ

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※1 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時まで（最終日にあつては、午後4時まで）の間に提出のこと。

※2 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

オ 確認結果

令和3年7月2日（金）までに電子メール又はFAXにより通知する。

カ 留意事項

(ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。

(イ) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者が4に定める企画提案審査委員会の実施日までに参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

(6) 企画提案書等の提出

ア 参加者は、業務仕様書を踏まえ、次の必要書類を3(1)の提出先まで持参又は郵送により提出しなければならない。

なお、参加者1者につき1提案とし、提案に係る費用の総額は、1(4)に定める予算額の上限を超えないものとする。

① 提出書類

・ 企画提案応募書【様式2-1】

・ 企画提案書【様式2-2】

※ 提案書の提出にあたっては必要最小限の補足資料の添付を可能とすること。

・ 費用積算内訳書【様式2-3】

・ 事業従事者動員計画【任意様式】

・ 実績等に関する資料【任意様式】

② 提出部数 6部

※ 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算とするので、コンペ参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

イ 持参の場合は、次の提出期限までに3(1)の提出先まで提出するものとする。

〔提出期限〕 令和3年7月6日（火）午後4時まで ※期限厳守

ウ 郵送の場合は、封筒表に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便にて、3(1)の提出先まで提出するものとする（上記提出日時までに必着のこと）。

エ 提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加できないものとする。

オ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないもの

とする。

#### (7) 企画提案の無効

(4)カにより参加資格が認められなかった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された提案
- イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ウ 参加資格確認申請書の提出がない者からの提案
- エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- オ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

### 4 受託候補者の選定方法等に関する事項

#### (1) 受託候補者の選定方法

別添資料3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案審査委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が1（4）の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

#### (2) 企画提案審査委員会の開催

- ア 開催日時(予定) 令和3年7月上旬
- イ 開催場所 盛岡市内(予定)
- ウ 開催方法等

審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて書面審査により行う。

#### (3) 受託候補者の決定

- ア 県は、企画提案審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。
- イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

#### (4) 留意事項

県は、参加者から提出された企画提案書等について確認が必要な場合は、ヒアリングを行う場合があります。

### 5 契約に関する事項

#### (1) 契約書作成の要否

要

#### (2) 契約保証金

会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に基づき判断する。

#### (3) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

### 6 公正な企画コンペの確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 7 その他

- (1) 提出書類の取扱い
  - ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
  - イ 提出書類は返却しない。
  - ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
- (2) 企画コンペ参加に要する費用について  
全て参加者が負担するものとする。
- (3) 企画コンペスケジュール（予定）

ア 質問票の提出期限	令和3年6月30日（水）午後4時
イ 参加資格確認申請書提出期限	令和3年6月30日（水）午後4時
ウ 企画提案書提出期限	令和3年7月6日（火）午後4時
エ 企画提案審査委員会（書面審査）	令和3年7月上旬頃
オ 受託候補者決定	令和3年7月中旬頃
カ 契約締結	令和3年7月下旬頃
- (4) その他
  - ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
  - イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。